第75期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

	事業報告の業務の適正を確保するための体制 および当該体制の運用状況の概要	•••••	1	頁
•	事業報告の会社の支配に関する基本方針	•••••	5	頁
•	連結計算書類の連結株主資本等変動計算書	•••••	9	頁
•	連結計算書類の連結注記表	•••••	10	頁
•	計算書類の株主資本等変動計算書	•••••	26	頁
•	計算書類の個別注記表	•••••	27	頁

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

フジテック株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.fujitec.co.jp/ir)に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、次のとおり「内部統制基本方針」を決議し、この方針に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備しています。

- (1) 当社取締役および使用人並びに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「経営理念」、「経営人事理念」および「企業行動規範」を定め、これらを当社および当社 子会社に周知し、当社グループ経営、業務の健全性を高める。
 - ② 当社取締役および執行役員並びに当社子会社の取締役等は、「経営理念」、「経営人事理念」および「企業行動規範」の遂行、遵守を率先垂範し、また、社会の一員として社会規範・倫理に則って行動して健全な企業文化の維持形成に努める。
 - ③ 当社取締役会は、法令、定款に則り会社の重要な業務執行の意思決定を行うほか、当社 取締役の職務の執行を監督する。当社取締役会による意思決定に関しては、必要に応じ て外部専門家の意見を聴取し、また、社外の監査役および取締役による公正、客観的な 助言、意見等を受けて、適正かつ合理的に判断、決定する。
 - ④ 当社取締役は、その職務執行に関して、法令および定款への適合性に関して問題があると認めるときは、ただちに当社取締役会に報告する。
 - ⑤ 当社は、業務執行部門から独立する部門として「内部監査室」を設置する。同室は、「内部監査基本規程」に基づき、経営目標の効果的な達成のために、当社および当社子会社に対してリスクマネジメント、コントロールおよびガバナンスプロセスの有効性等の検討、評価およびこれによる意見および改善のための助言、勧告ならびに支援を行い、定期的にこれらを当社取締役会に報告する。
 - ⑥ 当社グループの全社的なコンプライアンス推進を図るために、「コンプライアンス委員会」を設置し、社員への指導、教育等コンプライアンス・プログラムの策定およびその実施状況を統括する。
 - ⑦ 不正・不適切なおそれのある行為等に関し、通常の職制ラインによって通報されにくい 社員からの情報を収集、調査のうえ、当該行為等があるときは適切な是正・改善等措置 を講じるため、当社子会社の主要拠点をはじめ、グループ全社的な内部通報・相談窓口 の設置、活用を促進する。
 - ⑧ 当社における反社会的勢力による被害を防止するために、不当な要求には一切応じないなどの対応方針を定め、社内への周知徹底を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社取締役の職務執行に関する情報は、文書管理等社内規定に基づき、情報の取扱い、保管方法・期間等を定め、常時、その閲覧に供する。
- ② 情報の適切な取り扱い、保管等を推進してその漏洩を予防し、また、その漏洩危機の早期発見を図るために、情報セキュリティポリシーを定め、これをグループ全社的に周知するとともに、当社内に「情報セキュリティ委員会」を設置し、これらの実現に資するための施策を推進する。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社は、当社および当社子会社におけるリスク管理について定める「リスクマネジメント規定」を策定し、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
- ② 当社は、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社および当社

子会社における損失の危険の早期発見と回避のためのグループ全社的なリスクマネジメントを促進する。また、「リスクマネジメント委員会」の諮問機関として「リスクマネジメント運営委員会」を設置し、グループ全社的なリスクマネジメントの実効性を確保するためにその運営に当たる。

③ 当社または当社子会社において天災その他の突発的事象による被害のおそれがあると見込まれるときは、「危機管理規定」等社内規定に基づき、特別・臨時に「対策本部」を設置し、被害の予防、回避のために迅速な処置を推進する。

(4) 当社取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する ための体制

- ① 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を 具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全社的な重点経営目標および予算配分等を 定める。
- ② 取締役の業務執行権限を執行役員に委譲するとともに、取締役会の決議および社内規定により、その担当職務および責任権限等を明らかにして、適正、効率的な執行役員体制をとる。
- ③ 当社経営上の目標達成に向けて対処すべき重要な課題については、執行役員等が「グローバル経営会議」および「執行役員会議」において情報の共有、伝達等を図るとともに、当該課題に関わる諸施策の検討、審議等を経たうえで、必要に応じて取締役会への報告または議案の上程を行う。
- ④ 社内イントラネット、テレビ会議等の情報通信設備を活用し、取締役の職務上必要な情報の円滑・迅速な伝達、その相互の情報交流ならびに審議の活性化を図る。

(5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制並びに当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制

- ① 当社は、当社の定める規定に基づき、子会社から、当該子会社の営業成績、財務状況、 人事その他の経営上の重要事項について、定期的に報告を受けるほか、当該子会社において天災その他の突発的事象による被害のおそれがあると見込まれるときは、発生の都度、その状況等の報告を受ける。また、当該報告を踏まえ、当社グループ経営上の目標達成に向けて対処すべき重要な課題があると認められるときは、関係する当社執行役員等が「グローバル経営会議」において、当該課題に関わる諸施策の検討、審議を行い、必要に応じて子会社の業務執行状況のモニタリング、指導および監督を行う。
- ② 子会社の事業等に関して特に必要あるときは、当社取締役・執行役員等の当該子会社への出向、派遣により、その監督または執行に当たる。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、業務執行部門から独立する部門に当該使用人を専属させ、その職務規定等により監査役の指揮命令に従うものとする。また、当該使用人の人事上の評価、異動および懲戒は、監査役の意見を尊重して、これらを行う。

- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役は、その職務執行において、法令および定款への適合性に関して問題があると認めるときは、ただちにこれを監査役に報告する。
 - ② 監査役は、取締役会に出席するほか、第5項①に掲げる重要な事項、課題に関わる業務の執行状況を把握するために「グローバル経営会議」等会議に出席し、また、稟議書のほか業務執行に関わる重要な文書を閲覧するとともに、取締役、執行役員等にその説明を求めることができる。
 - ③ 監査役は、会計監査人および「内部監査室」から、それぞれの監査の方針および実施状況に関して定期的に説明を受けるとともに情報の交換を行うなどの連携を図る。
 - ④「内部監査室」は、監査役に対し、当社および当社子会社におけるコンプライアンス、リスク管理、内部通報・相談等の内部監査等の状況について、定期的または適時に報告する。
- (8) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社内規定により、当社監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、当該報告を行った者およびその内容について適正な情報管理を行う。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ① 監査役による監査計画の円滑な遂行に資するため、あらかじめ当該計画上の職務に要する費用を見込み、その年間予算を計上する。
 - ② 監査役がその職務の執行について生ずる会社法第388条各号に掲げる費用または債務に関し、当社に対し、その前払い、支出した費用の償還、または債権者への弁済の請求があったときは、担当部署において審査のうえ、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないことが明らかなものを除き、遅滞なく当該請求の費用等を支弁する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記の方針に則って実施、運用しています。当期における主な取り組みの概要は以下のとおりです。なお、依然として続くコロナ禍の折り、密な接触、出勤の差し控え等に努めるために当該取り組みにおいても諸会議・研修等のリモート化、少人数化、時間短縮・延期等の措置を講じておりますが、以下の体制の運用にあたって支障が生じる等の重大な影響は見られません。

(1) コンプライアンス体制

「コンプライアンス委員会」は、当事業年度中2回の会議を開催し、当社および子会社を含むグループの「経営理念」、「経営人事理念」、「企業行動規範」の実践、遵守の促進活動のための年間計画の策定、実践状況の評価を行うとともに、同委員会のもとに内部通報窓口を社内外に開設のうえ、日本国内外に在籍する役職員からの通報、相談等を受け付けています。また、当社ホームページに掲載の「反社会的勢力に対する基本方針」に則り、社内への周知徹底を図っています。

(2) リスク・情報管理体制

「リスクマネジメント委員会」は、当事業年度中2回の会議を開催し、グループのリスク対策の年度重点活動計画を期初に検討、策定のうえ、その活動状況のモニタリング、期末の評価を行いました。当事業年度は、リスクマネジメント体制の再構築のため「リスクマネジメント規定」を改訂施行し、それに基づき、グループ全体のリスクアセスメントを実施、抽出されたリスクから翌事業年度の取組課題を決定しました。さらに、グループとしてのリスクマネジメントに関する基本的な考え方として「フジテックグループ リスクマネジメントポリシー」を制定し、グローバル法人に周知徹底しました。なお、グループ事業に関わる危機管理規定に基づき、災害等発生時における事業継続計画(BCP)上の予備訓練の促進などに取り組んでいます。また、「情報セキュリティを員会」においては、情報セキュリティ・ポリシーに基づくグループ内情報の取り扱い、管理に関わる支援、指導等活動を行っています。

(3) 監査体制

重要な業務執行の状況、会計監査ならびに内部監査の経過等に関し、監査役によるモニタリング充実化のため、従来は常勤監査役が、グループ主要事業エリアの担当執行役員等が業務実施状況の報告等を行う「グローバル経営会議」に陪席してきましたが、2021年度は、新型コロナ感染症拡大の影響により開催が見送られたものの、「リスクマネジメント委員会」に陪席するなど、重要な経営課題の審議状況をモニタリングしました。また、監査役、会計監査人および「内部監査室」専属の内部監査人が参集して各監査状況の説明等を行う「三様監査連絡会」を定期的に開催しています。

会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は1948年に創業以来、エレベータ、エスカレータ、動く歩道の専業メーカーとして、 生産、販売、保守の一貫した事業をグローバルに展開しています。

当社グループは世界24の国と地域に10の生産拠点と多数の販売拠点を有し、連結経営時代に即応した全体最適を追求する業務執行体制によって、グローバルな相互連携を図りながら、地域に根ざした経営を展開しています。また、グループ全体として、世界市場の多様なニーズに対応した商品の開発を進める一方、各拠点でコスト、品質面で有利な部品等を相互に供給しあうグローバル生産・調達体制を推進して、商品力の強化に努めています。

「人と技術と商品を大切にして、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の国々で世界の人々とともに創ります」という経営理念の下、持続的な成長と高い収益力によって株主、顧客、ユーザー、取引先、地域住民ならびに社員等当社グループすべてのステークホルダーの満足を追求し、高度な研究開発力、生産・フィールド技術力を養成し、高品質な商品を納入するとともに、保守やモダニゼーションを通じて長期にわたり顧客・ユーザーとの信頼関係を構築しております。このような事業活動を通して、世界の国々の産業振興と経済発展に貢献し、また世界の人々と文明・文化を相互理解することで、全てのステークホルダーと共存共栄を図っていくことを目指しています。この経営理念を、グループー丸となって実現することこそが企業価値の源泉であり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えています。

したがいまして、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規 模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針 の決定を支配する者として不適切であると考えています。

(2) 基本方針実現に資する特別な取り組みの概要

①財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取り組みの概要

当社は、会社の支配に関する基本方針の実現を目指し、これまで2020年12月4日に発表いたしました「当社の戦略的方向性について」に記載の取り組みを着実に実行してまいりました。今般の事業環境変化をもたらす世界のメガトレンドを考慮し、2021年12月に3ヵ年の新しい中期経営計画「Vision24 中期経営計画(2022-2024)」を発表いたしました。2022年3月には「Vision24」の具体的施策・資本政策を説明した追補版を公表し、経営の透明性向上に努めました。当社は「Vision24」に記載した、新設事業とアフターマーケット事業の拡大により、シェア向上を図り、売上拡大とコストダウン推進による収益力向上を確実に実行します。これにより、お客さまの信頼に応える"安全・安心"な商品を継続的に提供し、持続的成長と企業価値向上を目指します。「Vision24」の行動指針は次の4点です。

○販売戦略: 商品ラインナップ拡充による新市場・顧客の開拓・深耕

○商品・技術戦略 : 各拠点協働での戦略機種の開発・投入、環境対応商品の開発強化 ○生産・オペレーション戦略 : 各拠点連携での調達、次世代技術の導入によるコスト改革

○コーポレート戦略 : 資本政策とガバナンス体制の強化、グループ戦略推進体制の整備

②会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針 の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は2019年6月21日開催の第72期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を更新しています(以下、更新後プランを「本プラン」といいます。)が、当社は、2020年12月4日開催の取締役会において、本プランの有効期限である2022年6月開催の第75期定時株主総会終結の時をもって本プランを継続しないことを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの非継続後も、引き続き、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に取り組むとともに、当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、株主の皆様が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努め、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)に対し、(i) 事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、(iii) 当社取締役会が株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示するなど、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、大規模買付者およびその特定株主グループに対し、本プランに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請するものです。

大規模買付者が本プランに定められた手続きに従わない場合や当社株券等の大規模買付行 為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合などで、本プラ ン所定の発動要件を満たすときには、当社は、対抗措置として新株予約権無償割当てを行 います。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外取締役、社外監査役または社外の有識者(会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、かかる独立委員会の客観的な判断を経るものとしています。

また当社取締役会は、これに加えて、原則的に、株主意思確認総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認いたします。こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしています。

なお、詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト

https://www.fujitec.co.jp/common/fjhp/doc/top/document/irnews/5185/190510_

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の更新について.pdfに掲載しています。

(3) 具体的な取り組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社では、以下の理由から、本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えています。

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足しています。

また、2008年6月30日付の企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを 株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間 を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行ったりすることなどを可能とする ことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的を もって導入されるものです。

本プランによって、当社株主および投資家の皆様は、適切な投資判断を行うことができますので、本プランが株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

③株主意思を重視するものであること

当社取締役会は、原則的に、本プランの発動について株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付され、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長およびその内容には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっています。

④独立委員会の設置による当社取締役会判断の客観性および合理性の担保

当社は、対抗措置発動等の運用に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役2名と社外有識者1名により構成されます。なお、独立委員会の規定の概要については以下のとおりです。

独立委員会の規定の概要

- ・独立委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公平で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行 を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外の有識者の中から、当社 取締役会が選任する。
- ・独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、 その理由および根拠を付して、当社取締役会に対し勧告する。なお、独立委員会の各委員 は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの 観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家に対し、当 社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・独立委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

当社取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重しなければならないこととされ、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

⑤合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定され、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥当社取締役の任期の短縮

当社は、既に株主総会におけるご承認を得て、取締役の任期を1年に短縮しています。 したがいまして、株主の皆様は、毎年の取締役の選任を通じても、本プランにつき、その ご意向を反映できるようになっています。

⑦デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされ、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがいまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本					
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計	
当期 首残高	12,533	14,474	102,516	△5,206	124,318	
会計方針の変更による累積的影響額			140		140	
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,533	14,474	102,657	△5,206	124,459	
当 期 変 動 額						
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0	
剰 余 金 の 配 当			△5,298		△5,298	
親会社株主に帰属する当期純利益			10,835		10,835	
自己株式の取得				△1,004	△1,004	
自己株式の処分		15		382	398	
自己株式の消却		△3,560		3,560	_	
利 益 剰 余 金 か ら 資本剰余金への振替		3,545	△3,545		_	
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)						
当期変動額合計	_	0	1,992	2,938	4,931	
当 期 末 残 高	12,533	14,474	104,649	△2,267	129,391	

					その他の包括利益累計額									
						その他 有価証券 評価差額金	繰へ損	延 ッ ジ 益	為替換算調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新 株 予約権	非 支 配 株主持分	純資産合計
当	期	首	残	È	高	2,681		△27	△13,913	△641	△11,901	35	12,812	125,264
会計	方針の変	変更によ	る累積	責的影響	響額									140
会計方針	の変更	を反映	した当	期首列	搞	2,681		△27	△13,913	△641	△11,901	35	12,812	125,405
当	期	変	動	b	額									
非支配	2株主との)取引に係	る親会	性の持分	変動									0
剰	余	金	の	配	当									△5,298
親会	社株主	に帰属	する当	期純和	引益									10,835
自	己札	朱 式	の	取	得									△1,004
自	己札	朱 式	の	処	分									398
自	己 村	朱 式	の	消	却									_
		制 余余 金	金 へ 0	か の 振	ら 替									_
	主 資 2 期 変		外の 額		の 額)	△205		44	8,119	34	7,993	_	2,152	10,145
当 期	変	動	額	合	計	△205		44	8,119	34	7,993	_	2,152	15,077
当	期	末	残	ŧ	高	2,475		17	△5,794	△607	△3,908	35	14,964	140,482

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

19社

主要な連結子会社の名称 フジテック アメリカ INC. (米国)

フジテック シンガポール CORPN LTD (シンガポール)

華昇富士達電梯有限公司(中国)

フジテック (HK) CO., LTD. (香港)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社 フジテック アルゼンチーナ S.A. (アルゼンチン)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および 利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の 範囲から除外しています。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した非連結子会社の数および主要な会社の名称 該当事項はありません。
 - (2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

持分法を適用していない非連結子会社 (フジテック アルゼンチーナ S.A. 他) は、当期純損益 (持分に 見合う額) および利益剰余金 (持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に 及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

- 3. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券の評価基準及び評価方法

非連結子会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原 価は移動平均法により算定)

- ・市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法
- ②デリバティブの評価基準及び評価方法 …… 時価法

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法または総平均法による原価基準(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法 により算定)

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産 (リース資産を除く)

主として定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

 建物及び構築物
 3~50年

 機械装置及び運搬具
 2~20年

 工具、器具及び備品
 2~20年

②無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっています。

- ③リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

なお、一部の在外子会社については、IFRSに基づき財務諸表を作成しており、IFRS第16号(リース)を適用しています。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産および負債として計上しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金 …… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実

績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検

討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計

上しています。

③役員賞与引当金 …… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上

しています。

④工事損失引当金 ・・・・・・ 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引

渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積も

ることが可能な工事について、損失見込額を計上しています。

⑤完成工事補償引当金 …… 完成工事に係る無償補償費に充てるため、完成工事売上高に対し、将来発

生が見込まれる無償補償費の見積額を計上しています。

⑥株主優待引当金 …… 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、将来発生すると見込まれ

る額を計上しています。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は、すべて12月31日であります。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

②重要な収益及び費用の計上基準

· 新設工事

エレベータ、エスカレータ等の新設工事を行っています。当該工事契約について、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。また、一部の在外子会社では、機器販売と据付工事の一体契約において、機器販売の収益は顧客への引き渡し時に一時点で認識し、据付工事の収益は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。

モダニゼーション工事

エレベータ、エスカレータ等のモダニゼーション工事を行っています。当該工事契約について、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。

・保守

修理

エレベータ、エスカレータ等の修理工事を行っています。当該工事契約について、工事完了時に一時点で収益を認識しています。

③退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を 控除した金額を計上しています。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

・数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要 支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

④重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は当期の損益として処理しています。 在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円換算し、収益および費用は期中平均相場 により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上して います。なお、在外子会社等の決算日から連結決算日までの間に為替相場に重要な変動があった場合には、 在外子会社等の貸借対照表項目を連結決算日の為替相場で円貨に換算しています。

⑤のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、14年間または20年間の定額法により償却を行っています。

⑥ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジによっています。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ヘッジ対象

為替予約 外貨建予定取引

ヘッジ方針

デリバティブ取引に関して、リスクヘッジを目的とする取引を各社財務部門にて行っており、ヘッジ対象に係る金利変動リスクおよび為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の 累計または相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。

会計上の見積りに関する注記

当社グループの翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響が特に大きいと考えられる見積り項目は以下のとおりです。

工事損失引当金

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 工事損失引当金 10.169 百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、連結会計年度末における未引渡工事のうち、当該工事の見積原価総額が受注金額を超える可能性が高く、かつ損失予想額を合理的に見積ることができる場合に、損失見込み額を計上しています。工事の見積原価総額の算定は、契約内容や過去の同一機種の原価実績など、入手可能な情報から見積ります。算定に用いる仮定は、契約の変更、施工条件および資材・外注価格の動向など様々な要因により変動するため、継続的に検証し、見積りの改定を行います。

これらの見積りの改定や、実際に発生した製造原価が見積りと異なる場合に、翌連結会計年度の工事損失引当金や売上総利益の金額に重要な影響を与える可能性があります。

会計方針の変更

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、当社では、新設工事およびモダニゼーション工事の契約に含まれる、完了引渡し後に一定期間実施する無償保守サービスについて、従来は、対価を授受していないことから収益認識をしておりませんでしたが、新設工事およびモダニゼーション工事とは別個の履行義務として取り扱い、取引価格を独立販売価格に基づき配分したうえで、保守サービス期間にわたって収益を認識する方法に変更いたしました。また、一部の在外子会社では、機器販売と据付工事の一体契約において、従来は据付工事完了時点に一括して収益を認識していましたが、機器販売の収益は機器に対する支配が顧客に移転した時点で認識し、据付工事部分については、工事期間にわたって収益を認識する方法に変更いたしました。

当社および在外子会社では、一定の期間にわたり履行義務が充足される工事について、履行義務の充足に係る 進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。期間がごく短い工事につい ては、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法 は、工事原価総額等に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、従来の会計処理と比較して、当連結会計年度の売上高は22億19百万円増加、売上原価は12億43百万円増加、販売費及び一般管理費は30百万円増加し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ9億45百万円増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は1億40百万円増加しています。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しています。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

有形固定資産の減価償却方法の変更

従来、当社は有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より、定額法に変更しております。

近年、日本の昇降機市場は成熟が進み、需要動向は安定しております。当社の国内投資も、生産量の増大ではなく、設備の維持・更新投資が中心となっております。

このような状況の中、2020年12月に公表した当社の新たな戦略的方向性における、収益力向上を目指す自動化・省力化を中心とした投資計画を契機として、設備の使用方法に照らした償却方法の見直しを実施いたしました。その結果、当社の有形固定資産は、長期的かつ安定的に稼働することが見込まれるため、当社の有形固定資産の減価償却方法として使用可能期間にわたり平均的に原価配分する定額法を採用することが、経営実態をより適切に反映すると判断したものです。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ 2 億71百万円増加しています。

追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2020年11月6日開催の取締役会の決議により、当社従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」(以下、「本プラン」といいます。)を導入しました。

(1) 取引の概要

本プランは、「フジテック社員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「フジテック社員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、今後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当社からの第三者割当によって予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

(2) 信託に残存する自社の株式

従持信託に残存する当社株式を、従持信託における帳簿価額(付随費用を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当連結会計年度442百万円、197千株です。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額 当連結会計年度381百万円

新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積りへの影響

新型コロナウイルス感染症の拡大は、当社グループの事業活動に影響を与えておりますが、感染再拡大を繰り返すなど、その収束時期を予想することは困難な状況にあります。世界各国でのワクチン普及などの対策が進むことで、翌連結会計年度の後半から収束に向かうとの前提により、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性などの会計上の見積りを行っています。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産および担保付債務は次のとおりです。

建物及び構築物	2,154百万円
機械装置及び運搬具	84百万円
土 地	258百万円
計	2,497百万円
短期借入金	83百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 35,276百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度末
	株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	株式数 (千株)
普通株式	85,300	_	2,900	82,400

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりです。

2022年3月1日開催の取締役会決議による自己株式の消却 2.900千株

- 2. 配当に関する事項
- (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	3,260	40.00	2021年3月31日	2021年6月23日
2021年11月10日 取締役会	普通株式	2,037	25.00	2021年9月30日	2021年12月1日

- (注)信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship) として保有する当社株式に対する配当金として、2021 年6月22日定時株主総会決議の配当金の総額には14百万円、2021年11月10日取締役会決議の配当金の総額には6百万円を含めています。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2022年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株主の配当に関する事項を次のとおり提案 しています。

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,652	利益剰余金	45.00	2022年3月31日	2022年6月24日

- (注)2022年6月23日定時株主総会決議の配当金の総額には、信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship) として保有する当社株式に対する配当金8百万円を含めています。
- 3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類および数

普通株式

39千株

金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に昇降機・電気輸送機の生産、販売、据付、保守事業を行うための設備投資資金を内部 資金または借入により調達しています。一時的余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転 資金を内部資金または短期の借入により調達しています。デリバティブは、為替または金利変動リスクを回 避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社は与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。連結子会社においても、同様の管理を行っています。また、当社グループがグローバルに事業を展開していることから生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の 株式であり、定期的に時価を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。

デリバティブ取引は、外貨建予定取引に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引です。デリバティブ取引に関して、当社グループは、リスクヘッジを目的とした取引を各社財務部門において行っており、その結果は、当社財務本部および財務担当役員に報告されています。なお、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 受取手形、売掛金及び契約資産 (貸倒引当金控除前)(※3)	52,494	50,622	△1,871
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	7,664	7,664	_
(3) 長期貸付金	26	24	△1
資産 計	60,184	58,311	△1,873
(1) 支払手形及び買掛金	16,637	16,637	_
(2) 電子記録債務	3,149	3,149	_
(3) 短期借入金	3,493	3,493	_
(4) 長期借入金	381	381	_
(5) リース債務(※4)	630	599	△31
負債 計	24,292	24,261	△31
デリバティブ取引(※5)			
ヘッジ会計が適用されているもの	21	21	_
デリバティブ取引 計	21	21	_

- (※1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に 近似するものであることから、記載を省略しています。
- (※2)市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券」には含まれていません。 当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りです。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	112
関係会社株式	579

- (※3)契約資産は含まれておりません。
- (※4)流動負債のその他と固定負債のその他に含まれているリース債務を合算して表示しています。
- (※5)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しています。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに 分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)							
[レベル 1	レベル2	レベル3	合計				
投資有価証券								
その他有価証券								
株式	7,664	_	_	7,664				
デリバティブ取引								
通貨関連	_	29	_	29				
資産計	7,664	29	_	7,693				
デリバティブ取引								
通貨関連	_	8	_	8				
負債計	_	8	_	8				

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

ロバ ログ	時価 (百万円)						
区分	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計			
受取手形、売掛金及び契約資産 (貸倒引当金控除前)(※)	_	50,622	_	50,622			
長期貸付金	_	24	_	24			
資産計	_	50,647	_	50,647			
支払手形及び買掛金	_	16,637	_	16,637			
電子記録債務	_	3,149	_	3,149			
短期借入金	_	3,493	_	3,493			
長期借入金	_	381	_	381			
リース債務	_	599	_	599			
負債計	_	24,261	-	24,261			

- (※) 契約資産は含まれておりません。
- (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価を レベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しているため、レベル2の時価に分類 しております。

受取手形、売掛金及び契約資産

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間および信用リスクを加味した利率等により割り引いた現在価値によっていますので、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、並びに短期借入金

これらの時価は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金であり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっているため、レベル2の時価に分類しております。

-23-

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

		報告セク	合 計		
	日本	東アジア	南アジア	北米・欧州	
新設	23,969	48,447	4,869	7,462	84,748
アフターマーケット	48,978	19,704	11,616	19,680	99,979
その他	121	2,127	35	4	2,289
顧客との契約から生 じる収益	73,069	70,280	16,521	27,147	187,018
外部顧客への売上高	73,069	70,280	16,521	27,147	187,018

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1)新設

エレベータ、エスカレータ等の新設工事を行っており、主として見積原価総額に対する実際発生原価の割合で測定される進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しています。また、当社の新設工事契約には、完了引渡後に一定期間実施する無償保守サービスが含まれており、当該保守サービスは別個の履行義務として取引価格を配分し、時の経過に応じて収益を認識しています。取引の対価について履行義務の充足から概ね1年以内に受領しています。

(2)アフターマーケット

エレベータ、エスカレータ等の保守、修理、モダニゼーション工事を行っております。保守については、時の経過に応じて収益を認識しております。修理については工事完了時に一時点で収益を認識しております。 モダニゼーション工事については、主として見積原価総額に対する実際発生原価の割合で測定される進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しています。また、当社のモダニゼーション工事契約には、完了引渡後に一定期間実施する無償保守サービスが含まれており、当該保守サービスは別個の履行義務として取引価格を配分し、時の経過に応じて収益を認識しています。取引の対価について履行義務の充足から概ね1年以内に受領しています。

(3)その他

主に海外の顧客に製品を販売し、引渡完了時に一時点で収益を認識しています。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	49,456	52,494
契約資産	11,125	13,629
契約負債	19,960	22,428

契約資産は、顧客との新設工事およびモダニゼーション工事契約について期末日時点でその履行義務を充足または部分的に充足しているが、未請求の財またはサービスに係る対価に対する当社および連結子会社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する当社および連結子会社の権利が無条件になった時点で売掛金に振り替えられます。当該新設工事およびモダニゼーション工事契約に関する対価は、マイルストーンに基づく請求となっており、履行義務充足前に入金されるものもあります。

契約負債は、当社および連結子会社が提供する財またはサービスに係る契約の履行に先立ち顧客から受領する前受対価です。当該前受対価に係る契約について収益を認識するにつれて取り崩されます。

期首契約負債残高のうち、期中に収益として認識した金額は13.221百万円です。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の合計額は、162,674百万円です。当残存履行義務は概ね3年以内に履行される見込みです。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって 実務上の便法を適用し、収益認識に関する会計基準の適用指針第19項に従って収益を認識している提供 したサービスの時間に基づき固定額を請求できる契約について、注記の対象に含めていません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額1,549円83銭1株当たり当期純利益133円42銭潜在株式調整後1株当たり当期純利益133円36銭

- (注) 1. 1株当たり情報の算定上の基礎となる期末の普通株式の数および普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)として保有する当社株式を含めています。
 - 2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しています。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は13円42銭、1株当たり当期純利益は11円65銭、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は11円64銭増加しています。
- (注) 連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

		株主資本									
	資本剰余金利益剰余金										
	海土人		スの出	次 ★	合計 準備率 月	その他利益剰余金				≭ 11 →+	
	資本金	資本準備金	その他 資本 剰余金	製金 剰余金 合 計		固定資産 圧 縮 積 立 金	配当準備	研 究 開 発 積立金	別途積立金	繰 越 利 益 剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	12,533	14,565	_	14,565	1,337	67	900	800	3,500	34,415	41,020
会計方針の変更による累積的影響額										△585	△585
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,533	14,565	_	14,565	1,337	67	900	800	3,500	33,829	40,434
当 期 変 動 額											
固定資産圧縮積立金の積立						16				△16	_
固定資産圧縮積立金の取崩						△3				3	-
剰余金の配当										△5,298	△5,298
当期純利益										8,177	8,177
自己株式の取得											_
自己株式の処分			15	15							-
自己株式の消却			△3,560	△3,560							_
利益剰余金から 資本剰余金への振替			3,545	3,545						△3,545	△3,545
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)											
当期変動額合計	_	-	-	_	-	13	-	_	-	△679	△666
当 期 末 残 高	12,533	14,565	-	14,565	1,337	81	900	800	3,500	33,150	39,768
							i				

	株主	資本	評価・換算差額等			
	自式	株資計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換 算 差額等 合 計	新 株 予約権	純資産合計
当期 首残高	△ 5,206	62,913	2,681	2,681	35	65,630
会計方針の変更による累積的影響額		△585				△585
会計方針の変更を反映した当期首残高	△ 5,206	62,328	2,681	2,681	35	65,044
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の積立		_				-
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
剰余金の配当		△5,298				△5,298
当期純利益		8,177				8,177
自己株式の取得	△1,004	△1,004				△1,004
自己株式の処分	382	398				398
自己株式の消却	3,560	_				_
利益剰余金から 資本剰余金への振替		-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△205	△205	-	△205
当期変動額合計	2,938	2,272	△205	△205	ı	2,066
当 期 末 残 高	△ 2,267	64,600	2,475	2,475	35	67,111

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …… 移動平均法による原価基準

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原 価は移動平均法により算定)
- ・市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 個別法または総平均法による原価基準(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く) ……定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3~50年

機械装置及び車両運搬具 2~12年

工具、器具及び備品 2~16年

(少額減価償却資産)取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く) ……定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっています。

- (3) リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 ・・・・ 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実 績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検 討し、回収不能見込額を計上しています。
 - (2) 賞与引当金 ・・・・ 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計 トしています。
 - (3) 役員賞与引当金 ・・・・ 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(4) 工事損失引当金 ・・・・ 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工 事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もるこ

とが可能な工事について、損失見込額を計上しています。

(5) 完成工事補償引当金 … 完成工事に係る無償補償費に充てるため、完成工事売上高に対し、将来発生が見込まれる無償補償費の見積額を計上しています。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

・数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による定額法により費用処理しています。

なお、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表に おける取扱いは連結計算書類と異なります。

4. 収益及び費用の計上基準

· 新設工事

エレベータ、エスカレータ等の新設工事を行っています。当該工事契約について、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。

モダニゼーション工事

エレベータ、エスカレータ等のモダニゼーション工事を行っています。当該工事契約について、一定の 期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識してい ます。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に 占める割合に基づいて行っています。

・保守

エレベータ、エスカレータ等の保守サービスを行っています。当該保守契約について、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進 捗度の測定は、経過期間に基づいています。

修理

エレベータ、エスカレータ等の修理工事を行っています。当該工事契約について、工事完了時に一時点 で収益を認識しています。

5. 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務については、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当期の損益として処理しています。

会計上の見積りに関する注記

当社の翌事業年度の計算書類に与える影響が特に大きいと考えられる見積り項目は以下のとおりです。

工事損失引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 丁事損失引当金 5.237百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、事業年度末における未引渡工事のうち、当該工事の見積原価総額が受注金額を超える可能性が高く、かつ損失予想額を合理的に見積ることができる場合に、損失見込み額を計上しています。工事の見積原価総額の算定は、契約内容や過去の同一機種の原価実績など、入手可能な情報から見積ります。算定に用いる仮定は、契約の変更、施工条件および資材・外注価格の動向など様々な要因により変動するため、継続的に検証し、見積りの改定を行います。

これらの見積りの改定や、実際に発生した製造原価が見積りと異なる場合に、翌事業年度の工事損失引当 金や売上総利益の金額に重要な影響を与える可能性があります。

会計方針の変更

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、当社では、新設工事およびモダニゼーション工事の契約に含まれる、完了引渡し後に一定期間実施する無償保守サービスについて、従来は、対価を授受していないことから収益認識をしておりませんでしたが、新設工事およびモダニゼーション工事とは別個の履行義務として取り扱い、取引価格を独立販売価格に基づき配分したうえで、保守サービス期間にわたって収益を認識する方法に変更いたしました。

当社では、一定の期間にわたり履行義務が充足される工事について、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、 当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。期間がごく短い工事については、工事完了時 に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、工事原価総額等 に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、従来の会計処理と比較して、当事業年度の売上高は2億73百万円増加、売上原価は1億64百万円減少、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ4億38百万円増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は5億85百万円減少しています。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しています。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

有形固定資産の減価償却方法の変更

従来、当社は有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、当事業年度より、定額法に変更しております。

近年、日本の昇降機市場は成熟が進み、需要動向は安定しております。当社の国内投資も、生産量の増大ではなく、設備の維持・更新投資が中心となっております。

このような状況の中、2020年12月に公表した当社の新たな戦略的方向性における、収益力向上を目指す自動化・省力化を中心とした投資計画を契機として、設備の使用方法に照らした償却方法の見直しを実施いたしました。その結果、当社の有形固定資産は、長期的かつ安定的に稼働することが見込まれるため、当社の有形固定資産の減価償却方法として使用可能期間にわたり平均的に原価配分する定額法を採用することが、経営実態をより適切に反映すると判断したものです。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ2億71百万円増加しています。

追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2020年11月6日開催の取締役会の決議により、当社従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」(以下、「本プラン」といいます。)を導入しました。

(1) 取引の概要

本プランは、「フジテック社員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「フジテック社員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、今後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当社からの第三者割当によって予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

(2) 信託に残存する自社の株式

従持信託に残存する当社株式を、従持信託における帳簿価額(付随費用を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当事業年度442百万円、197千株です。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額 当事業年度381百万円

新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積りへの影響

新型コロナウイルス感染症の拡大は、当社の事業活動に影響を与えておりますが、感染再拡大を繰り返すな ど、その収束時期を予想することは困難な状況にあります。世界各国でのワクチン普及などの対策が進むこと で、翌事業年度の後半から収束に向かうとの前提により、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性などの会 計上の見積りを行っています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

21.203百万円

2. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っています。

(借入金保証)

フジテック コリア CO., LTD. 707百万円

(その他支払保証)

フジテック アメリカ INC. フジテック カナダ INC.

179百万円 68百万円

247百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 長期金銭債権 短期金銭債務

長期金銭債務

営業取引以外の取引高

3.080百万円 1.003百万円 573百万円 979百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益 営業費用

2.562百万円 6,415百万円 3.821百万円

-32-

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	4,159	352	3,076	1,434

(注) 当事業年度末の普通株式の自己株式の株式数は、単元未満株式の買取りによる216千株、信託型従業員持株 インセンティブ・プラン (E-Ship) として保有する当社株式197千株および自己株式取得による1,020千株 です。

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加

0千株

2022年3月1日開催の取締役会決議による自己株式の取得 2021年6月22日開催の取締役会決議による自己株式の処分 352千株 12千株

2022年3月1日開催の取締役会決議による自己株式の消却

2.900千株

信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship) による当社従業員持株会への売却による減少

164千株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	1,048百万円
退職給付引当金	391百万円
賞与引当金	599百万円
貸倒引当金	89百万円
未払事業税	116百万円
完成工事補償引当金	6百万円
工事損失引当金	1,575百万円
収益認識基準	28百万円
その他	605百万円
繰延税金資産 小計	4,460百万円
評価性引当額	△1,517百万円
繰延税金資産 合計	2,943百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,042百万円
繰延税金資産 (圧縮積立金)	△35百万円
繰延税金負債 合計	△1,078百万円

繰延税金資産の純額 1,864百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 役員および個人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員およびその近親者が議	サント株式会社	被所有		建物の賃貸借 (注3)	38	敷金	8
決権の過半数 を所有する会 社等	(注2)	直接 1.31	不動産の賃借	土地・建物等の 売買(注3)	342	_	_

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めていません。
 - 2. 当社の代表取締役社長 内山高一の近親者が議決権の90%を直接所有しています。
 - 3. 取引条件および取引条件の決定方針等 賃借料および売却額については、近隣の取引価格を参考にして決定しています。

2. 子会社および関連会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
	- X- 4		当社製品、半製品の販売	資金の貸付 (注 l)	l	長期貸付金	979
	所有 直接 100.00	資金貸付、債務保証 役員の兼任	利息の受取 (注1)	1	流動資産 その他	0	
	1110.			債務保証 (注2)	179	_	_
子会社	フジテック	所有 直接 100.00	当社製品、半製品の販売 資金借入 役員の兼任	資金の借入 (注3)		長期借入金	979
(HK) CO., LTD.				利息の支払 (注3)	1	未払費用	0
	フジテック サウジアラビア CO., LTD. 所有 直接 75.00	当社製品、半製品の販売	資金の貸付 (注 l)	202	短期貸付金	1,230	
		直接 75.00	資金貸付	利息の受取 (注1)	7	流動資産 その他	2

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。
 - 2. その他支払につき、債務保証を行ったもので、保証料は受領していません。
 - 3. 資金の借入および貸付は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報連結注記表と同一であります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額828円46銭1株当たり当期純利益100円68銭潜在株式調整後1株当たり当期純利益100円64銭

- (注) 1. 1株当たり情報の算定上の基礎となる期末の普通株式の数および普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)として保有する当社株式を含めています。
 - 2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しています。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は1円82銭減少し、1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益は5円40銭増加しています。
- (注) 計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。